

情報技術と図書館

20060619 大串夏身(昭和女子大)

はじめに

(1)情報技術の範囲

図書館に関わるコンピュータ、コンピュータ通信ネットワークシステム、それらを活用する技術、およびICタグなどの新しい技術

非常に範囲が広い 期待する人、範囲のさまざま
ごく一部にしかふれることができない。

(2)図書館の役割と「情報」に関して

すべてを「情報」で語ろうという試みる人が多い。読書もすべて「情報」で語ろうという研究者もいる。

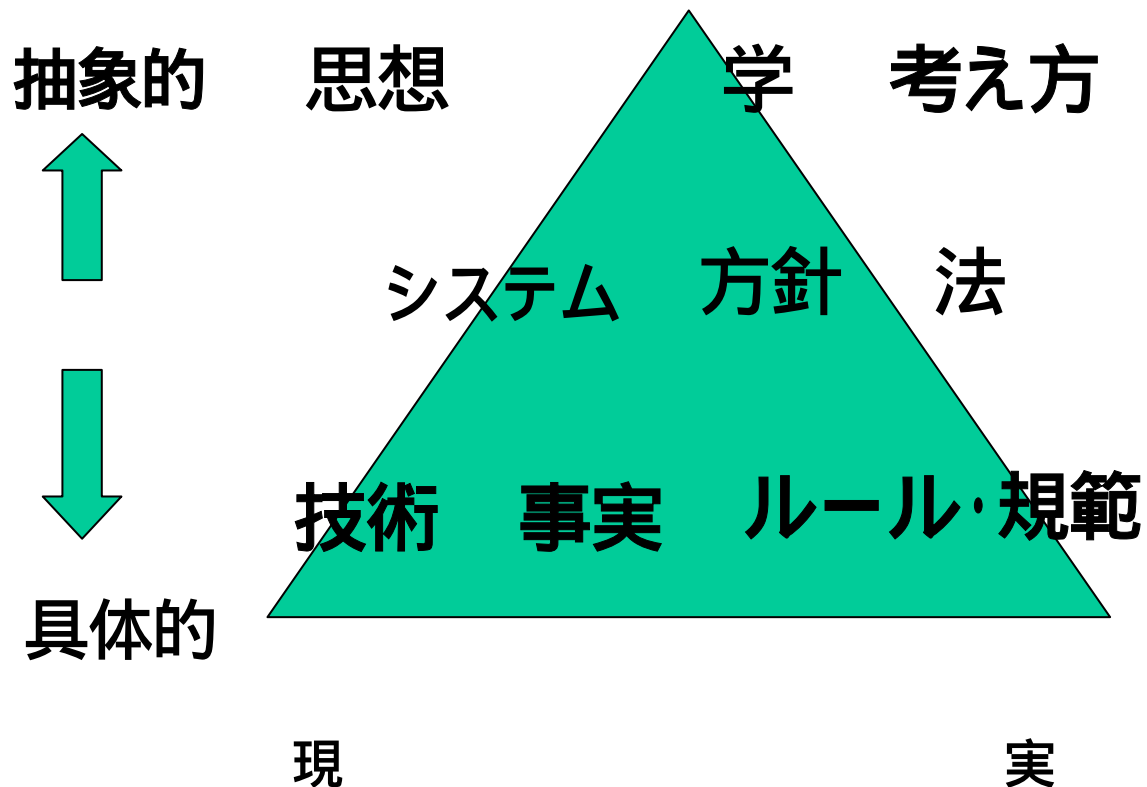
図書館の役割を改めて考えてみたい。

図書館とは「人間が創り出してきた知識と情報を蓄積し、整理し、活用できるようにした施設あるいは組織である。」としたい。

社会的に果たすべき機能として民主主義の機関、地域の情報センターなどがある。

(3)知識と情報との関係

知識の体系



知識とは 体系的、繰り返し確認することによって定着するもの

情報とは 多くの情報から必要なものを評価して選択し、判断に役立てる

- (1) 事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。「横綱が引退するという が入った」「戦争は既に所々に起つて、飛脚が日ごとに をもたらした/渋江抽斎(鷗外)」
 - (2) [information] ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意志決定をするために役立つ資料や知識。
 - (3) 機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。
 - (4) 物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。
- 三省堂 『大辞林 第二版』

個人レベルでの 知識、情報、データの収集と活用、知識の定着

知識	代表的なメディア 図書	人間の行為 読書	備考 文字が伝える知識のほかに 「図像化された知識」もある
情報	インターネット	検索、保存	
データ	データ集合体	分析、編集と抽出	

図書館は、知識の収集、定着に関わる。情報の収集と保存に関わる。データの作成にも

関わる。

1、最近の「情報技術」と図書館に関わるいくつかの問題など

(1)住基ネットに関連して

日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会から

図書館と個人情報保護 図書館は利用者の秘密を守る

8月5日から稼動した住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）で、住基カードの利用範囲を図書館利用まで想定している自治体は多いと思われます。住基ネットの実証実験と位置づけられ、すでに2001年から実施されている経済産業省のIT 装備都市研究事業の実施地域では全体プランの中に図書館の利用者確認や返却処理を含んでいるところが多くあります。懸念されている個人情報保護については、図書館で個人情報情報が漏れているとの投稿が新聞に掲載されており、図書館自らが個人情報保護への取り組みをPRする必要性が高まっているとも言えます。

そこで、関連する宣言、基準、見解、法令を掲載しました。<http://www.jla.or.jp/privacy/>

1979年の改訂で、図書館は利用者の秘密を守ることを宣言した、「図書館の自由に関する宣言」をはじめ、1984年に総会で決議された「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（「登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはしない。」としている）などは、全文を掲載しました。ご活用ください。

（JLAメールマガジン 第119号 2002/8/28 発信より転載）

(2)コンピュータと貸出記録とテレビ

2005年2月1日 図書館は読書の秘密を守ることに（ご理解の要請）（社）日本図書館協会

図書館が、利用者の読書記録を第三者に伝える、というシーンを描いたテレビドラマが少なからずあります。このようなことは本来あり得ないことで、ドラマ制作者に図書館の役割が理解されておらず、視聴者に誤解を招くものとして見過ごしのできないことです。

最近では、2004年12月8日に「テレビ朝日」が放映したドラマ「相棒」の中で、図書館職員が犯罪捜査のために訪れた警察官を事務室に案内し、指定された人物の氏名とその借出図書名を表示するパソコン画面を検索して見せるというシーンがありました。

図書館は思想、知識、情報の媒体である図書、雑誌、新聞等を収集、保存し、市民に提供することをもって国民の知る自由に寄与しております。図書館の蔵書を読むことは、憲法が保障する思想、良心の自由、表現の自由を構成する内面の自由に属します。したがって図書館において読書の秘密が守られるためには、第三者の関与や公的権力の介入は厳しく排されねばなりません。

日本図書館協会は、1979年総会で「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」を決議し、「図書館は利用者の秘密を守る」ことを基本原理の一つとして表明し、「図書館員の倫理綱領」（1980年総会決議）において、「図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシー

を侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。」と確認しています。図書館が読書の秘密を守るべきことは、近年、国と自治体が公務員の守秘義務に加え、法令で個人情報の保護を定める以前から、世界の図書館界が合意し、実践してきたものです。犯罪捜査目的といえども厳密な法手続を欠くならば例外にはなりません。

上記ドラマと同様のことが2000年11月19日「テレビ東京」が放映した「夏樹静子サスペンス」にもありました。図書館への信頼を損ねたという指摘を受けて「テレビ東京」は謝罪し、再放送ではそのシーンをカットしました。これまでも他のテレビ局において、図書館が警察官を含む第三者に図書館の利用記録を提示するというドラマがしばしば放映され、実名をだされた図書館と自治体の抗議や当協会の要請に応じて、内容の改変や釈明、謝罪などの対応がなされてきました。

今回、「テレビ朝日」は釈明と遺憾の意を表明しましたが、このように同様の事例が繰り返されるのは、問題の理解や対応の経験が当該番組の制作当事者にとどまっている状況の結果であると受け止めざるを得ません。

つきましては、図書館は利用者の読書の秘密を守ることにつき、貴社としてご認識をいただき、番組制作方針に位置づけるべく周知徹底されることを要請いたします。

そのための研修、説明等の機会を設けていただけるならば、当協会としてご協力したいと考えております。

以上

(3) IC タグの導入の問題

(4) インターネットの活用端末の提供と提供の内容について

活用端末提供の方法

フィルターをかけるという問題

ダウンロードについての考え方

画面のコピーの提供について

国立情報学研究所のオープンアクセスと公共図書館

ネット配信コンテンツの導入

(5) 「検索サービス」の向上

総合的な検索エンジンの検索技術の向上

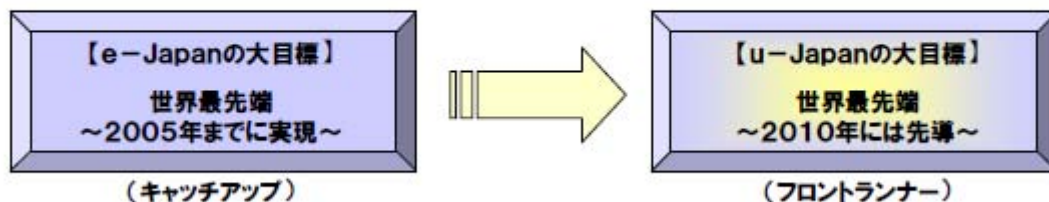
横断検索・ポータルサービスの提供

国立情報学研究所、国立国会図書館、科学技術振興機構等

提供データベースの量的増加

2、2010年目標の「u-Japan 政策」と図書館

図表4.1 u-Japan政策の大目標



(1) e-Japan から u-Japan へ

情報技術をもっぱら業務の効率化に活用してきた(今まで) (IT基本法に基づく e-Japan 戦略はもっぱらインフラの整備であり、それによる「情報化」だった。)

「2005年の図書館像」はそうした範囲内にあった。

これから、2010年を目標年にした「u-Japan 政策」は、

「ユビキタスネット社会」の実現を前提としてコンピュータネットワークの「利活用」の推進と活用による課題とりわけ地域の課題解決をめざす。

価値創発社会を目指す

(2)2010年「u-Japan 政策」の目指すもの

(文献:『u-Japan政策~2010年ユビキタスネット社会の実現に向けて~』ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会 2004年12月)

e-Japan戦略及びe-Japan戦略を踏まえ、さらにその先を見据えた中期ビジョンである「u-Japan政策」では、大目標を「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」と定める。その理由は次の二点である。

第一に、フロントランナーとしての「先導」の役割である。e-Japan戦略の目標を達成し、世界最先端となったu-Japanの社会では、情報化に主眼を置いたIT時代から、あらゆる人やモノがネットワークに結びつき、コミュニケーションがより重要となるICT時代に進化する。ネットワー

クやインフラの多様化・高度化が世界最先端となれば、米国や韓国等のIT先進国を目標としたキャッチアップ的な発想から脱皮し、まさにフロントランナーとして、人類にとってより意義のあるICT社会の実現に向けた道筋を示す必要がある。すなわち、世界最先端レベルのICT国家たる地位を揺るぎないものとしつつ、インフラと利活用のバランスの取れた独創的・創造的な日本発の社会モデルを先駆けて提示することによって、世界に貢献し、世界を先導していくことが日本に求められた役割となる。

第二に、目標年次としての2010年である。「u-Japan政策」では、e-Japan戦略の目標年次である2005年の5年後である2010年を目標年次と定める。本来は10～20年程度の大局的な長期ビジョンを示し、次世代の方向性を明確にしていくことが期待されるが、変化の激しいICT分野では、技術革新の動向を踏まえることが不可欠であり、5年計画程度の中期ビジョンが最も適切である。ただし、現時点の延長線として近視眼的な発想に陥らないよう、2010年を強く意識した未来型の視点からのアプローチが必須である。

(3) u-Japan政策の3つの基本軸

図表4.2 u-Japan政策の基本思想:「e」から「u」への進化



u-Japan政策は、以下に述べる三つの基本軸において進化した戦略といえる。

ブロードバンドからユビキタスネットへ

第一にインフラ面での進化、すなわち「ブロードバンドからユビキタスネットへ」である。これまでの有線中心のインフラ整備から、有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行を目指す。ブロードバンドの面的拡大にとどまらず、有線から無線、ネットワークから端末、認証やデータ交換等を含めた有機的な連携によって、あらゆる場面で継ぎ目なくネットワークにつながる環境を整備する。その結果、ネットワークが生活の隅々にまで駆け込む草の根のようなICT環境が実現する。

情報化促進から課題解決へ

第二に利活用面での進化、すなわち「情報化促進から課題解決へ」である。これまでの利活用は、情報化に緒をつけるとともに、情報化の遅れた分野を後押しするための取組が中心であったが、今後は21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用する段階に歩を進める。その結果、社会に役立つ具体的なツールとしてICTをより深く実感できるようになる。

利用環境整備の抜本強化

第三に安心・安全の面での進化、すなわち「利用環境整備の抜本強化」である。ICTが国民生活に

広く普及浸透し、利活用が進むにつれて、プライバシーや情報セキュリティ等の不安や障害が意識されるようになる。ICTのいわゆる「影」と呼ばれる。これらの問題を未然に解消し、ユビキタスネットワーク社会を支障なく迎えるためには、利用環境整備を抜本的に強化し、具体的かつ包括的な対策を講ずる必要がある。

(4) 「新しい価値」の創造

複数の知識や技術、情報が結びついて新しい価値が生み出される

例1、ルネッサンス ギリシャ・ローマ文明の発掘・再評価

例2、活版印刷(3つの技術等の出会いから生まれる)

中国で発明された「紙」 アラビアからイベリア半島、フランス、ドイツへ
アラビアからはじまった「錬金術」(金属加工の技術)
ぶどう絞り機

現代はコンピュータネットワークを介してさまざまな知識や技術、情報が出会う場と空間が作られつつある。

2010年へ向けた課題とICTの可能性

■ ICT分野は構造改革の優等生、2005年には世界最先端のICT国家へ

- 「2005年までに世界最先端のIT国家となる」というe-Japan戦略の目標は、IT戦略本部を中心とした政府一体の取組を通じ、インフラ面を中心に達成目前。ICTの利活用拡大が当面の課題。今後も目標実現を確実にするため、e-Japan戦略II等を着実に推進。

■ 一方、2006年以降に到来する本格的な少子高齢化社会では、解決すべき課題が山積み

<p>生活・社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2007年からの人口減少の歯止め ■ 高齢者の住みやすい環境整備 ■ 食品の安全性に対する信頼回復 ■ 地域コミュニティの信頼関係強化 	<p>医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 遠隔医療等患者中心の医療実現 ■ 情報公開等による医療過誤対策 ■ 年金に対する不安解消 	<p>交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通事故の削減、渋滞や乗員電車の緩和 ■ 高齢者や障害者に優しいリハビリ環境の整備 	<p>環境・エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 進展する地球温暖化の歯止め ■ CO2削減化やリサイクルの強化 ■ 太陽等自然エネルギーの開発 ■ 遺伝子操作等バイオ技術の適正利用
<p>雇用・労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の就業機会の確保 ■ フリー等若年労働者の失業対策 ■ 育児支援等女性の就業環境の改善 ■ 実力主義や雇用流動性の確保 	<p>教育・人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「数学」「理科」嫌いの増加回避 ■ 深刻化する青少年犯罪の防止 ■ 大学・大学院の国際競争力強化 	<p>治安・防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ テロや凶悪犯罪への不安解消 ■ 地震、台風や大事故等の災害対策 ■ ビッキング等の治安への不安解消 	<p>経済・産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 経済の本格回復・競争力強化 ■ 製造業等の空洞化の防止 ■ ICTの経営導入による効率化促進 ■ 日本文化・芸術の海外進出強化
<p>行政サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 引越時等のワンストップサービスの実現 ■ 電子化・効率化等による財政再建 	<p>国際</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国連等国際機関での発言力の確保 ■ 戦略的に重要なアジアとの関係強化 		

■ 社会基盤として定着しつつあるICTの利活用が、課題解決の「切り札」となることに期待大

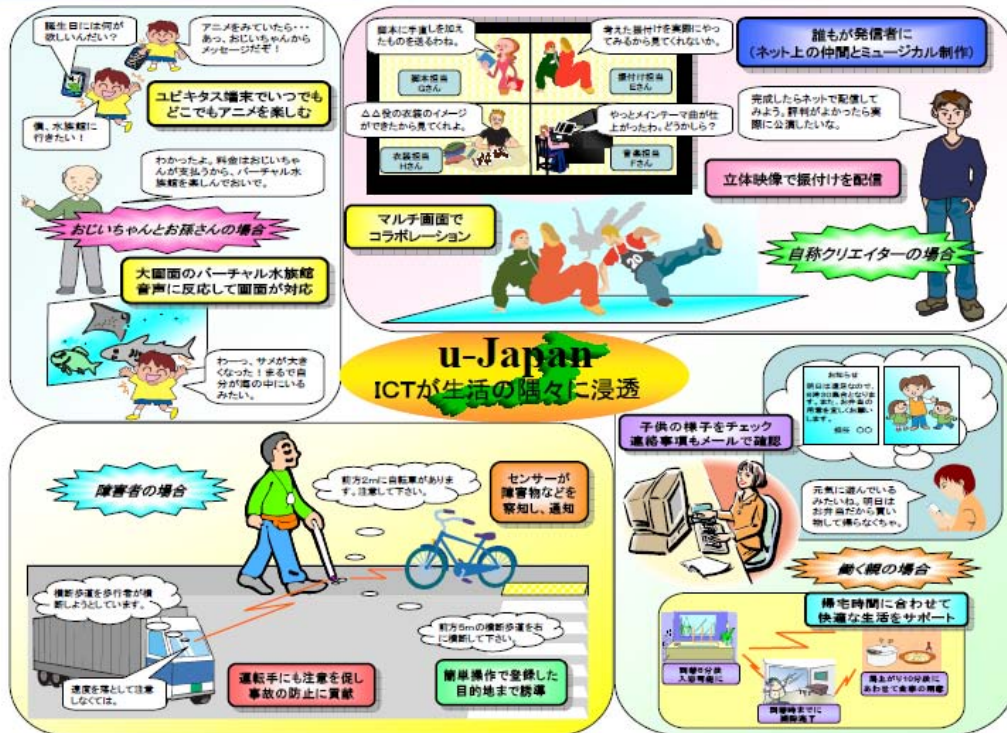
- 情報家電、IPv6、電子タグ、ブロードバンド、デジタル放送等、日本の強みであるICT基盤技術が着実に実用化・汎用化

- 老後の不安を解決する介護・福祉支援システム、食の不安を解決する食品トレーサビリティ、治安への不安を解決するホームセキュリティシステム等、先駆的なICTの利活用方法の開発が進展 → ユビキタスネットワーク社会への期待が拡大

■ 2010年の次世代ICT社会の実現へ向けた中期ビジョン(u-Japan政策)が必要に

- 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」という将来のユビキタスネットワーク社会も手の届くところに。総務省として2010年に実現する新たな社会の姿(u-Japan)を明確に打ち出すとともに、必要な政策パッケージ(u-Japan政策)を策定。

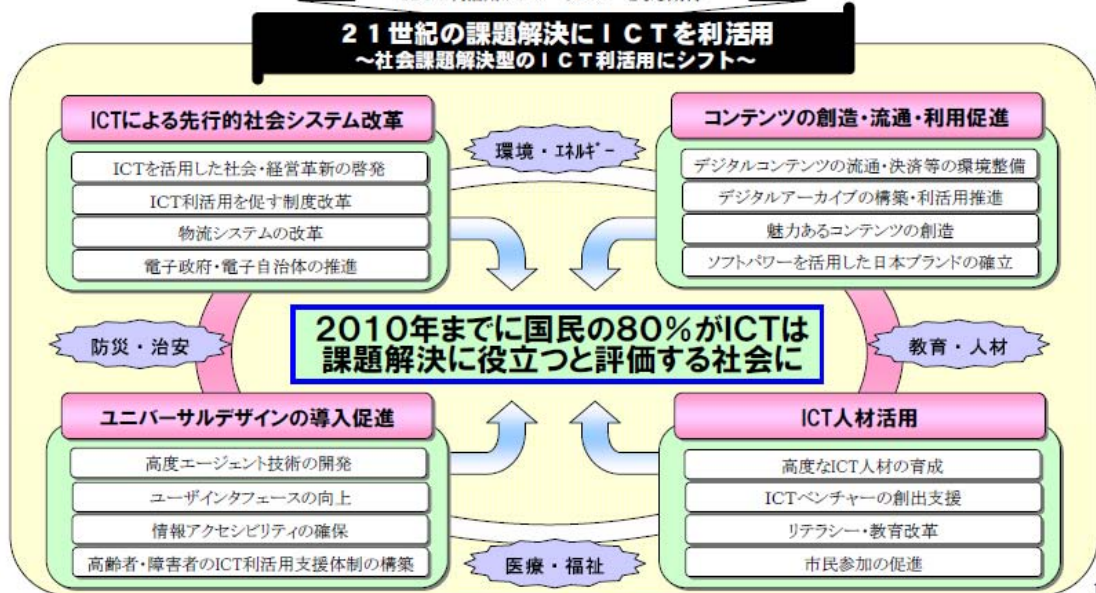
u-Japanの具体的な利用シーン例(生活面)



u-Japan政策パッケージ(2): ICT利活用の高度化

e-Japan戦略II等により、利活用が遅れていた分野でもICTが普及定着
(例) e-Japan戦略IIの先導的7分野: 医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス

少子高齢化等で山積する課題に対し、ICTの利活用がブレークスルーとなる期待



(5) 実現するための課題

10の課題 電子商取引環境の整備、違法・有害コンテンツへの対応 など 資料1

そのひとつ 地域の情報格差(地理的ディバイドの克服)

ユビキタスネット社会に不可欠な、ブロードバンドサービスの現在の普及状況を地域別に見ると、全国平均では80%以上の普及率となっている一方、過疎地域におけるブロードバンド普及率はおよそ60%程度に止まっており、地域による情報格差が存在していることが分かる。

対策 政府としては、補助金等によるインフラ整備に対する直接支援など、より積極的な施策を行うべきである。 基盤整備とともに活用の拠点として図書館の整備を進める必要がある。

(6) 2005年から2006年への情報計画のなかでの図書館

資料2

(7) 図書館の果たすべき役割 新しいサービスの創造(地域の課題解決型サービスの創造)

生涯学習政策レベルでの考え方

現代的課題への取り組み(生涯審答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」平成4年)

地域の課題解決(「今後の生涯学習の振興方策について」(審議経過の報告)平成16年3月)

図書館の側では 積極的に新しいサービスの利活用を提案する

背景

- a、図書館が都市部を中心にある程度設置され、利用され、資料も蓄積されてきた
より一層、住民の役に立つ図書館として認知される必要がある。
- b、住民のニーズに、地域の課題解決のために役立つ図書館を、というものがある。
- c、印刷の資料と情報の活用の拠点としての図書館が、これまでの経験に基づいてさらにネットワーク上の「情報」を活用したサービスが創造できる条件が整いつつある。

(8) 地域の課題解決型サービス実現の方策

地域の課題を調査して、設定して、その主題に関する情報を収集し、情報発信、レファレンス・サービス等の体制を整備する。

資料・情報と利用者を結びつけるシステムを専門職としての司書が作る。

ネットワーク上に流通する図書館が提供するコンテンツを積極的に充実する

地域の課題解決サービスの例 『地域の情報ハブとしての図書館 - 課題解決型の図書館を目指して - 』(文部科学省図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、平成17年1月)での提案

<地域課題の解決支援>

ビジネス支援

行政情報提供

<個人の自立化支援>

医療関連情報提供

法務関連情報提供

<地域の教育力向上支援>

学校教育支援（子育て支援含む）

地域情報提供・地域文化発信

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の報告書

(9) サービス実現のための問題点

レファレンスサービスの現状

レファレンスサービスについてのスタッフマニュアルや処理基準のようなものはありますか？

1677 館中 148 館(8.2%)

「それぞれの館でレファレンスサービスに関する合意形成が十分になされていない状況が浮き彫りになる。」(『公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告書 2004 年度』全国公共図書館協議会、2005 年 3 月、21 頁)

デジタル情報の生産・利活用の取り組み

3、「2005 年の図書館像」の到達点

想定 2005 年 1.5Mbps (実は、30Mbps～100Mbps でなければならなかった)

モデル 東京から 1 時間半の都市 家族 4 人家族 小学生と中学生

具体的な図書館サービスについて想定したことと実現したもの

子ども向けのコーナーがある

児童室にコンピュータ端末が並んでいる図書館もある。 例:福岡県立図書館

いろいろな資料・情報がある

約 20 万冊の図書のほか CD 約 5000 点、DVD 500 点、MD 約 1000 点、AV コーナーもある。

;まだ DVD は少ない。

いろいろなデジタル資料もある

デジタル化した郷土資料 1000 点、行政・地域に関わる資料・情報も HP で公開、電子書籍の購入と館内の PC での閲覧もできる。

例:秋田県立図書館、地域発行雑誌のデジタル化や民話(音声で)収録など

実態;電子図書館の販売は文庫だけに限定しても 7 千点といわれている。

衛星通信ネットワークも使われている

CATV,「子ども放送局」など

お年寄りや障害のある人向けのサービスもある

大型活字本、録音資料、対面朗読室、録音室、音声での OPAC の検索

コンピュータがたくさんある

1.5Mbps で、閲覧室に 20 台のコンピュータ、インターネットに接続、無線 LAN 接続 5 台、このほか、コンピュータ室に 20 台、研修・学習室に 20 台、それぞれある。貸出用;デジタルカメラ 3 台、デジタルビデオカメラ 1 台など

実態;

コンピュータの利用状況(平成 14 年)

設置図書館数 2,534 館(92.4%)

コンピュータの設置台数 27,419 台

「 」の内、利用者が利用できる台数 8,233 台

「 」の内、インターネットに接続されている台数 2,771 台

(出典『社会教育調査報告書』)

総合的な「検索システム」がある

これはかなり実現されている。

例;都道府県内の横断検索、国立国会図書館の都道府県立図書館総合目録公開

e 図書館の外にある情報も利用できる

商用データベースも無料で検索できる。

実態;商用データベースは導入がはじまっている段階か?

住民の「情報リテラシー」のための講座もある

例;立川市立図書館などで行われている。

いろいろな集会や行事もある

「遠隔学習」への支援もしている

大学と協力、通信制大学院

「図書館友の会」が実施した「盆栽教室」がアーカイブでみることができる。不登校の生徒の支援。

「リンク集」も作られている

実態;

図書館独自でレファレンスサービス用にホームページでリンク集を作成していますか?

1204 館中 144 館(12.1%)

1204 館=インターネット上の情報を利用していると回答した館数

「(V の一連の設問を並べてみるとわかることであるが、)レファレンスサービスにおけるインターネット利用は、レファレンス質問に基づいて検索はするものの、情報源として組織化して、利用者の自発的な情報探索に供するといった活動までには至っていないことを意味する。したがって、デジタルレファレンスサービスにおいては、質を向上させ、あるいは、深化させることが今後の課題であると判断される。」(『公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告書 2004 年度』全国公共図書館協議会、2005 年 3 月、35 頁)

ホームページでの情報発信もしている

英語版もある。携帯電話からも OPAC を検索できる。メールマガジンも発行されている。

実態；

携帯電話からも検索できるようにしている図書館の出てきた。また、国立国会図書館は、全分野を対象に「インターネット資源選択的蓄積実験事業(WAPP)」のなかに「電子雑誌コレクション」を作っている。

電子メールによるレファレンス・サービスもある

さらに「質問・回答集」のデータベースもある。地域の特産品関係のレファレンスのデータベースも構築の予定。

例:岐阜県図書館などで質問・回答 DB 公開、国立国会図書館も協同して事例集 DB 作成中(第3次の参加館募集を開始した。できるだけ多くの図書館に参加してもらいたい)。

参考文献；小田光宏『『デジタルレファレンスサービス』の時代 公共図書館のレファレンスサービスにおけるインターネット利用』、『地域再生拠点としての公共図書館』高度情報映像ネットワークセンター (AVCC) 2005 年 3 月, p.44-48

文献配送サービスもある

一部の雑誌記事は著作権者や出版社との契約でコピーを自宅などに送ってくれる。

相互貸借サービスもある

早ければ翌日、遅くとも 2 日で取り寄せられる。

例:鳥取県立図書館ではリクエストに対して翌日に届くようにしている。

大学図書館とも連携している

学校とも連携している

ネットコミュニティができています

職員の研修や民間との連携なども行なわれている

例:デジタルライブラリアン講習会は 5 期目、短期は長崎、福岡、上田などで開催。今年の夏は北海道。ビジネス支援図書館協議会も講習会開催。

第3章 地域電子図書館の実現に向けての指針

1 職員等の養成・確保

地域電子図書館構想の実施にあたっては、まず各公立図書館が職員等の人的資源を養成・確保することが最優先である。

なかでも、現職職員の情報リテラシー等の習得・向上のための研修等の機会を確保することが必要
さらに、新たに職員を確保する場合、新しい図書館サービスを遂行できる専門的知識・技能を有する職員を確保していくことが必要

情報ボランティアによる協力を得ることが適切

2 施設・設備等の整備・拡充等

次のような順序で検討することが考えられる。

- (1) 当該図書館で提供する資料・情報(外部情報を含む)の蓄積・提供に必要なもの例えば、インターネットの接続に必要な設備、LAN、OPAC など
- (2) 当該図書館で提供する資料・情報(外部情報を含む)の公開・発信に必要なもの例えば、Web 用サーバ、ネットワーク接続用コンセント(情報コンセント)など
- (3) 利用者の自由な利用に必要なもの

3 情報通信技術を利用して図書館が提供する新しいサービス

各公立図書館においてホームページを開設した上で次の順序で実施を検討することが考えられる。

- (1) 蔵書データベース(WebOPAC を含む)の提供
- (2) デジタル媒体(CDROM 等や、インターネットからダウンロードし、図書館サーバに蓄積するものを含む)の図書館資料の収集・提供
- (3) 図書館で製作するデジタルコンテンツの提供
- (4) 商用オンラインデータベース等の「外部情報」の提供

4 図書館資料のデジタル化

公立図書館が優先してデジタル化(データベース化)し、ホームページ等で公開すべき資料として、情報の蓄積と公平な提供、文化の振興・保存などの観点から、次のような順序で検討することが考えられる。(以下略)

「2005 年の図書館像」で討議されたが、記述されなかったこと

- (1) 「インターネット放送局」
- (2) クリエイティブな空間(コンピュータを使った情報工房)
- (3) 電子書籍の購入、インターネット上での1冊単位での貸出

社会教育調査 (平成14年度)

5 コンピュータ導入状況

(単位: 館)

	計	都道府県	市(区)	町村組合	法人
所有館数	2,534	62	1,541	916	15
貸出・返却	2,341	55	1,491	790	5
蔵書管理	2,346	58	1,472	805	11
資料検索	2,384	61	1,500	814	9
その他	1,438	35	958	438	7

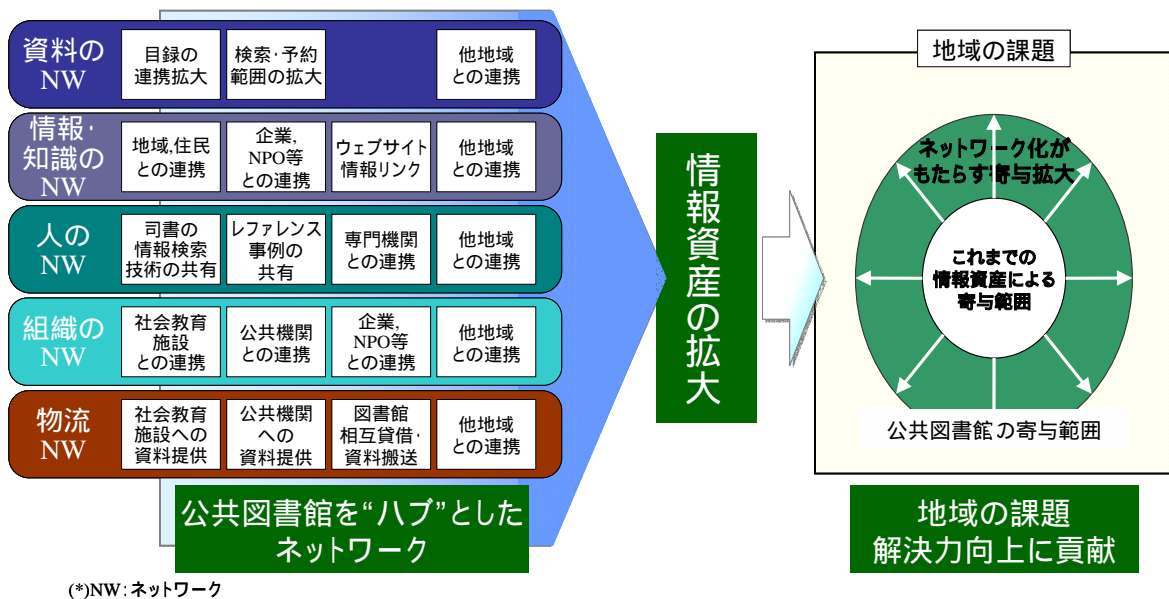
オンライン	有	1,616	49	1,061	506	-
	無	917	13	480	409	15
他の図書館との オンラインの状況	県立図書館	883	24	407	452	-
	市町村立図書館	983	39	773	171	-
	その他	277	24	200	53	-

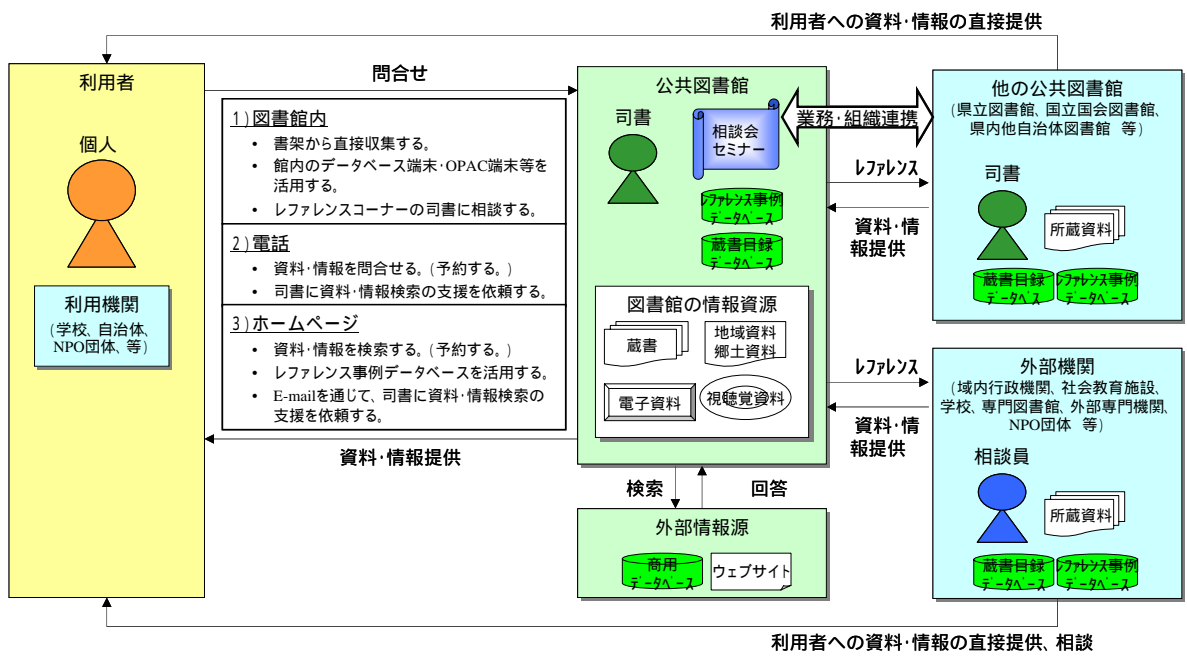
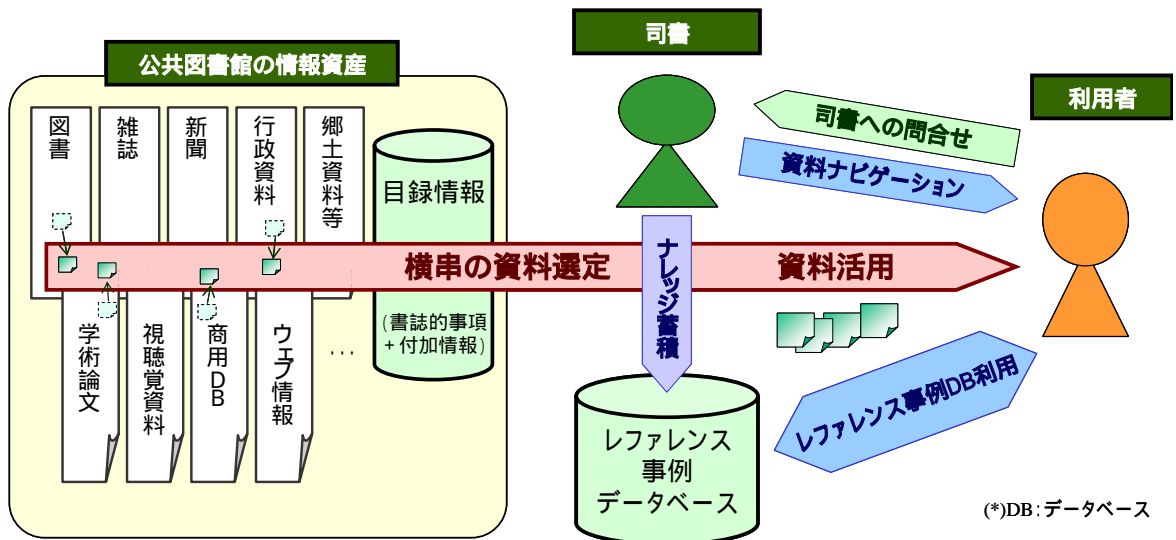
(出典:平成14年度社会教育調査)

[前のページに戻る](#)

4、I C技術を使った図書館サービス

図 地域課題解決型サービス提供のイメージ





(出所:『地域の情報ハブとしての図書館 - 課題解決型の図書館を目指して - 』文部科学省図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、平成17年1月)

具体的な利・活用

(1) デジタル資料の作成・購入、インターネット上での貸出

(2) HPの作成・運営

情報の更新を頻繁に 頻繁にできるように簡単・シンプルな構造に
 評価を高める方法を考える タイトルは・見出しは10字以内、相互リンクなど

(3)ニュースレファレンスの発行 例；都立中央図書館

(4)リンク集の作成

(5)テーマ別自習用検索案内・演習プログラム 住民の情報活用能力向上

これらは、ほかの各種プログラムの開催・実行とあわせて、デジタル化してアーカイブとして活用できるようにする

(6)レファレンス質問・回答サービス

(7)レファレンス事例データベース

(8)SDIサービス

(9)検索面では

- ・総合的な検索エンジンのサービスの向上

- ・検索結果の提示

 - また、状況が悪くなっている

 - 原因 評価方法 ページ内のキーワードの数 キーワードの数+リンクを張られている数(特に公的機関作成HPからのリンクはポイントが高い)+サイト・ページ自体の評価 これを「悪用」して

- ・レファレンスで活用のため

 - 各種データベースの公開+充実

 - データベースの厳選 質問に対応したDBをあらかじめリスト化しておく

 - 印刷資料と組み合わせて活用する 印刷資料でないといけないものも多い

(10)ICタグの導入・活用

- 書誌情報の取り込み

- 自動貸出システム

(11)映像ネットワークの導入

- デジタルコンテンツの貸出などのほかに

- 図書館のデジタル資料と地域の放送局の資料などとNHKの資料を組み合わせるコンテンツの作成と八市にも活用できる。

(12)パスファインダー(Pathfinder)の作成とサービス

パスファインダー(Pathfinder)とは

利用者が図書館で特定のテーマに関する情報を簡単・効率的に入手できるようにした各種案内情報が入った「玉手箱」である。

図書館を通してさまざまなタイプの情報資源を入手できるように工夫されている。印刷資料もあわせて入手できるようになっている。

利用者が使っている図書館を起点として、館外の各種情報源にアクセスできるような案内情報が入っている。

「特定のテーマ」には、一般的なものと時事的なもの、地域の課題などが想定される。

利用者のメリットとともに、図書館側・図書館員にとってもメリットが大きい。

たとえば
図書館側では、利用者に各種資料・情報源を迅速に提供できる。レファレンス質問回答サービスにも役立てることができる。講習会などで使える。
利用者は、提供された情報等を利用し、自分はさらに詳しく調べるようにすればいい。

実例 愛知淑徳大学附属図書館の例 (<http://www2.aasa.ac.jp/org/lib/>)

作成しているテーマ

図書館の機械化、目録・目録法、レファレンス、図書館協力、図書館オリエンテーション、図書館のウェブ
サイト、ダブリンコア

心理学、心理学分野の尺度とその検索法入門編、尺度項目が掲載されている情報資源編、愛知淑徳大学
図書館 OPAC 編、PsycINFO 編、主に英語の情報資源編、主に日本語の情報資源編、インターネット
の情報資源編、子どものメンタルヘルス、ADHD（注意欠陥多動性障害）コミュニケーション、ノ
ンバーバルコミュニケーション

メンタリング、

構音障害 NEW

消費者医療情報サービス NEW

肥満 NEW

サプリメント NEW

経営学、生産方式

ユニバーサルデザイン

建築、サステイナブル建築、高齢者が生活しやすい住まい

マンガ、映画、ヒッチコック、舞台芸術、演劇、音声学、英語学、日本文学、源氏物語、アイルランド文
学、W.B. イエイツ、C. プロンテ、ジェイン・エア、E. ヘミングウェイ、アメリカの短編小説

従来パスファインダーは「資料のリスト」として作成されていましたが、インターネット情報源や電子情
報源の普及とともに、図書館やメディアの壁を越え、その領域は拡大しています。

本学図書館が提供するパスファインダーは、OCLC Connexion を駆使して作成されました。本学図書館は、
インターネット情報資源の共同目録体のシステムの実験プロジェクト CORC に日本から唯一参加し、
新しいサービスを模索しています。

図書館内にある印刷体の資料だけではなく、インターネット上のデータベースや電子情報源もならべて記
載し、リスト上から直接資源に飛べるようにハイパーリンクしました。

本学のパスファインダーについての論文や報告があります。

愛知淑徳大学図書館における CORC

CORC プロジェクトに参加して（抄録）『情報の科学と技術』vol.51 no.8 (2001)

図書館パスファインダーにみる次世代図書館の可能性（抄録）『情報の科学と技術』vol.52 no.10 (2002)

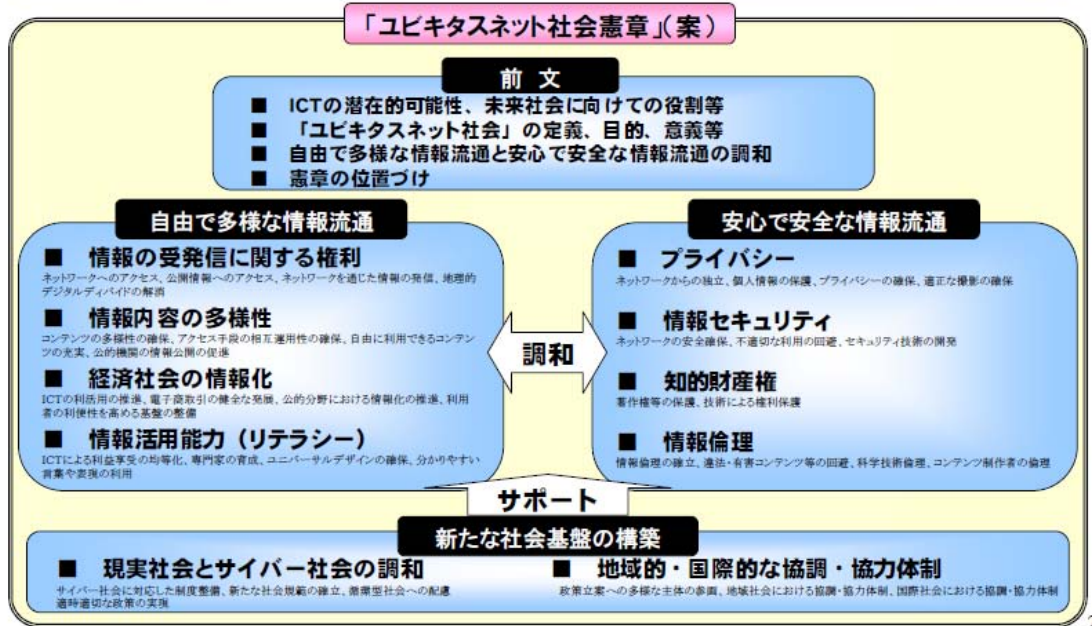
作成はインターネット情報資源担当です。

これから利用者みなさんの意見を取り入れながら、他のテーマでの作成もすすめる予定です。当大学図書
館の利用者の資料・情報収集に少しでも役立てればと思います。

5、ICT技術との関連で図書館が解決を求められる問題

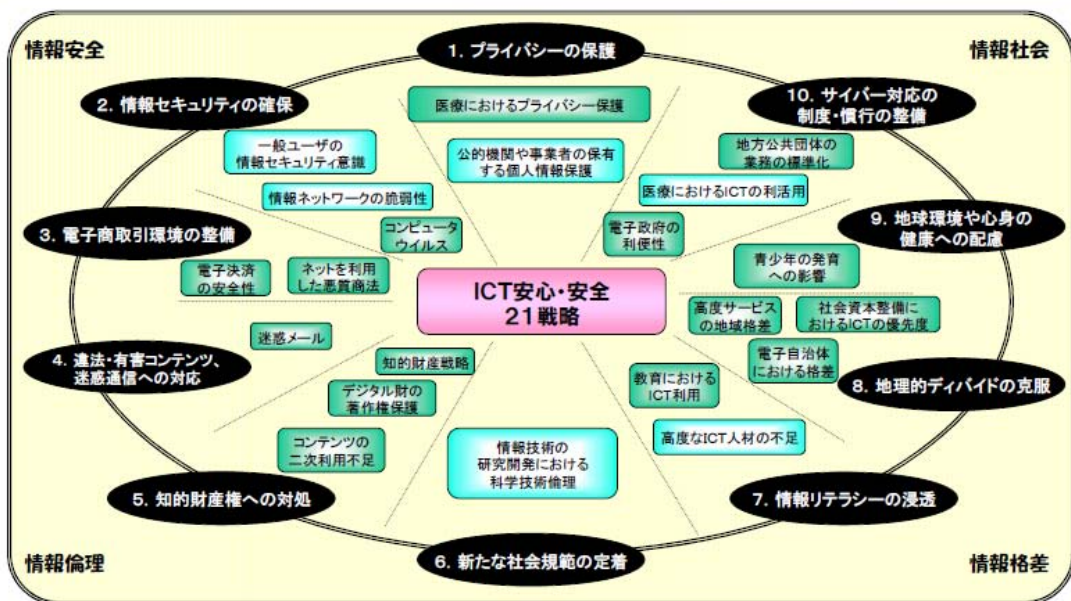
【参考2】 「ユビキタスネット社会憲章」(案)の概要

ユビキタスネット社会に向けた基本原則や共通認識を総括し、「憲章」として策定
 → 「利益」を最大化し、「不利益」を最小化する枠組みを提唱。国内のルール作りの指針として活用し、世界にも発信。



【参考1】 「ICT安心・安全21戦略」

優先的に取り組むべき課題として、社会的影響度が高く、対応策が不十分な21課題を10分野の中から抽出し、それらの解決策を利用環境整備の重点戦略として策定。



資料1

ユビキタスネット社会の「影」についての100課題のうち図書館に関連あると思われるもの

(1) プライバシーの保護

- 公的機関や事業者の保有する個人情報の保護
- (国・自治体、プロバイダ、通信事業者等が保有する個人情報の漏えい等)
- 映像撮影のルール
- (盗撮機器の販売、カメラ付き携帯電話の不適正な利用、防犯カメラの悪用等)
- 電子タグの利用ルール
- (消費者に告知しない無断の電子タグ利用、電子タグから得られる個人情報の取扱い等)

(2) 情報セキュリティの確保

- コンピュータウイルス
- (次々に発生する新種のウイルス、常時接続によるウイルスの深刻化等)
- 盗聴、通信傍受
- (小型高性能マイク等の盗聴機器の販売、IP電話、H.323テレビ会議などに関するネットワーク上の通信傍受への対策)
- 不正アクセス
- (パスワード窃取、なりすまし、ホームページの改ざん等)
- 一般ユーザの情報セキュリティ意識
- (情報セキュリティ意識の不足、普及に伴うユーザーの平均スキルの低下等)
- 無線インターネットのセキュリティのあり方
- (無線LANからの情報の盗聴、改ざん、漏洩等)
- 情報ネットワークの脆弱性
- (サイバーテロ、防災・停電等によるネットワークの危機管理、政府・企業等のセキュリティポリシー不備等)

(3) 電子商取引環境の整備

- 電子決済の安全性
- (クレジットカードのスキミング等による不正使用、電子マネーの安全性、電子政府・電子自治体における電子決済導入の遅れ等)

(4) 違法・有害コンテンツへの対応

- 有害なサイトの増加
- (公序良俗に反するサイト(アダルトサイト、暴力サイト、差別的な内容を含むサイト等)の問題、出会い系サイトや児童ポルノの問題等)
- 迷惑メール

- (迷惑メールへの対応、チェーンメールの扱い、国際間迷惑メール規制のありかた等)
青少年のコンテンツ利用の保護
- (フィルタリング、Vチップ、年齢確認手段の導入等)
コンテンツ提供の国際的問題
- (国境をまたぐコンテンツ提供、ミラーサイトの問題、宗教・文化等の差異に伴う非常識なコンテンツ内容の規制等)

(5) 知的財産権への対応

- デジタル財の著作権の保護
- (ネット上における著作物の改ざん、不正複製、不正頒布、winny 等による不正なファイル交換、コピープロテクションの回避等)
コンテンツの二次利用
- (二次利用市場の未発達、DVD やゲームソフト等の中古ソフトの売買の問題、著作権処理の複雑性、著作権保護期間の延長等)
ホームページ等における著作物の利用ルール
- (ホームページ等における無断利用、無断転載、リンクの許諾、深層リンクと著作権侵害の問題等)
肖像権等の保護
- (パブリシティ権、虚偽の映像による肖像権侵害、キャラクター権・デジタル化権の問題等)
パブリックドメイン
- (著作権フリー表示の解釈問題、パブリックドメインの未整備等)

(6) 新たな社会規範の定着

- 誰にでも分かる情報提供
- (専門用語、カタカナ用語の氾濫等)
モバイル機器の利用マナー
- (携帯電話等モバイル機器の教育現場、公共の場所等における利用マナーの不在等)
ネット利用に関するマナー(ネチケット)
- (メール、掲示板等インターネット上で情報発信する際のマナー等)

(7) 情報リテラシーの浸透

- 外国語情報の比重
- (情報の多くが外国語という問題、国内コンテンツの多言語対応の不足、自動翻訳技術の未発達等)
障害者等への対応
- (視覚障害者への対応の遅れ等)
教育における IT 活用
- (教育現場における情報化の遅れ、教育コンテンツの開発体制の未発達等)
情報の氾濫
- (情報の氾濫による取舍選択が困難、エージェント技術の実用化の遅れ、目利きの不足等)
ソフト等のバージョンアップ
- (旧バージョンのサポート体制の不備、新しいバージョンへのユーザの対応の問題等)
誰でも容易に使えるインターフェースの不足
- (専門的な知識を持たない人、高齢者、子供等が容易に使えるインターフェース等)

(8)地理的ディバイドの克服

- ITを活用したまちづくりの格差
- (地場産業の活性化の成否、キーパーソンの有無等)
- コンテンツやソフトに関する一極集中
- (プロダクション、クリエイター・SE等の人材等の首都圏への一極集中等)
- 電子自治体における格差
- (電子自治体の推進、情報公開の推進、公共サービスの民間開放等における格差等)
- IT産業集積の有無
- (ITクラスターの成否、ローカルコンテンツの有無)
- ソーシャルキャピタルの充実
- (地域コミュニティにおける信頼環境、ボランティアやNPO、教育・文化・スポーツを通じた人間関係の強化等)

(9)環境・人体への配慮

- 電子タグのリサイクル
- (電子タグのライフサイクル利用の問題等)
- 青少年の発育への影響
- (子供のゲームやインターネットへの過度な依存による身体的な悪影響、映像コンテンツが生体に対して与える影響等)
- 地方公共団体の業務の不統一
- (地方公共団体の業務共通化の鍵となるアプリケーション等の不統一、情報公開や行政手続電子化のあり方等)

(10)サイバー対応の制度・慣行の整備

- 電子政府の利便性
- (電子調達の鍵となるデータ形式や規格の不統一、ワンストップサービスの利便性改善、部分的な電子申請(添付書類は別途持参等)の問題等)

典拠「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会中間報告」22ページ「ユビキタスネット社会の「影」についての100課題の抽出」の表から抽出

資料2

IT政策パッケージ - 2005 世界最先端のIT国家の実現に向けて

平成17年2月24日 IT戦略本部決定

(3) 生涯学習の推進

1) 誰でもいつでも能力向上を行う機会の提供(経済産業省、文部科学省、厚生労働省)

2005年度中に、フリーター等が、いつでもどこでも手軽に職業能力の向上ができるeラーニングを活用した学習支援システムの仕組みの構築を目指し、実証的なモデル事業を行うとともに、eラーニングに関する情報を提供する仕組みの整備等を通じ、eラーニング活用促進のための環境整備を図る。

2) 地域の情報拠点としての図書館機能の検討(文部科学省)

住民に身近な地域の情報拠点として、医療・法律・ビジネスに関する情報提供等の多様な図書館サービスの促進を図るため、2005年度中に今後の図書館の在り方についての検討を行うとともに、引き続き図書館司書の能力の向上を図る。

重点計画-2006(案)

平成18年6月1日 IT戦略本部

目次

基本的な方針

1. はじめに 1

2. 基本方針

2.1 施策の考え方 2

2.2 推進体制 3

IT新改革戦略を推進するための政策

1. ITの構造改革力の追求

1.1 ITによる医療の構造改革 7

1.2 ITを駆使した環境配慮型社会 12

1.3 世界に誇れる安全で安心な社会 18

1.4 世界一安全な道路交通社会 25

1.5 世界一便利で効率的な電子行政 29

1.6 IT経営の確立による企業の競争力強化 39

1.7 生涯を通じた豊かな生活 44

2. IT基盤の整備

2.1 ユニバーサルデザイン化されたIT社会 51

2.2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使える

デジタル・ディバイドのないインフラ整備 55

2.3 世界一安心できるIT社会 62

2.4 次世代を見据えた人的基盤づくり 70

2.5 世界に通用する高度IT人材の育成 74

2.6 次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進 77

3. 世界への発信

3.1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 84

3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献 91-

1.7 生涯を通じた豊かな生活 - 全ての人が元気で豊かに活動できる社会の実現 -

【基本的な考え方】

我が国においては、世界に類を見ない速度で進行する少子高齢化や要介護者、若年無業者、障害者の社会参加など多様な社会的課題が生じており、ITの適切な活用により、高齢者、障害者、介護者、育児期の親、若年無業者等全ての人が働きたいときに働ける環境や学びたいときに学べる環境の整備により社会参加を促進することが求められている。

ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方であるテレワークについては、近年日本においても導入する企業の増加が見られるものの、欧米諸国に比べた導入の遅れや、労働時間管理に縛られない法制度設計の必要性も指摘されているところであり、産学官の連携の下、テレワークの円滑な導入・効率的運用に資する調査研究や労働者が能力を発揮できるための労働関連制度の整備などにより、効果的な普及促進活動を実施する。

併せて、就業・就労に関し、誰もが必要な情報を時間や場所の制約なく一元的に入手し、比較検索できる仕組みを整備・充実させることで、例えば、労働力需給のミスマッチの一層の解消につなげるなど、一人ひとりが適材適所でより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を目指す。

また、時間や場所の制約を克服できる e-Learning は、労働者や求職者はもとより、出産・育児・介護等により職業キャリアを中断した者、さらには学生やフリーターなど多様な人々がいつでもどこでも手軽に職業能力の向上や学び直しを行うことを可能とするものであり、利用者ニーズに応じたコンテンツの拡充等により、一層の利用促進を図る。

さらに、様々なサービスを利用するための共通基盤の環境の整備のため、福祉・介護・子育て等の質を向上する情報ネットワーク基盤の整備や介護者等の負荷を軽減する実用ロボット等新たな技術の開発等に積極的な支援を行う。

このような取組を通じて、全ての人が個人の能力を最大限に発揮できる元気で豊かな社会生活を実現することとする。

【具体的施策】

(3) 図書館等公共施設のIT化

(ア) 図書館の情報化の促進(文部科学省)

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の報告書「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(2006年3月)」により、公立図書館等に対して図書館におけるITを活用したサービスの向上について啓発を行うとともに、図書館の情報化を促進するために必要な能力を向上させるべく、図書館長や司書に対する研修を通じて、図書館の情報化の必要性等の普及・啓発を行う。 - 49 -
また、ITを活用した学習等をサポートする人材の育成に資するため、2008年度までに、今後の図書館司書の養成の在り方などについて検討する。

2.2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備 - コピキタス化の推進 -

【基本的な考え方】

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会」を実現するためには、その基盤として「いつでも、どこでも、誰でも」さらに「何でも」使えるインフラの実現、すなわち、コピキタス化の推進を図る必要がある。

具体的には、国民の誰もが「いつでも、どこでも」ブロードバンド環境を利用可能とするために、通信事業者によるブロードバンド基盤の整備促進措置を講ずるとともに、公共施設を接続する地域公共ネットワークの整備について地方公共団体への支援を図る必要がある。

特に、民間主導では情報通信基盤整備が進みにくい過疎地域等の条件不利地域については、地方公共団体等による地域の特性に応じた基盤整備も支援していく必要がある。

さらに、過疎地域等を含めてブロードバンド・ゼロ地域を効果的に解消していくために、また、移動中も

含めてブロードバンド環境を実現するために、光ファイバ並みの通信速度を持つ移動通信システムなど無線によるブロードバンド（ワイヤレス・ブロードバンド）の実現を推進していくことが重要である。したがって、新たな電波利用システムの導入等により、デジタル時代に対応した電波利用を推進していく必要がある。

また、「いつでも、どこでも」地域に応じた情報提供が可能になる地上デジタルテレビ放送は、過疎地域の住民や独居老人も含めてあらゆる人の防災、医療、福祉分野における安全・安心の確保など国民生活の利便性の向上に極めて重要な役割を果たすことが期待されている。したがって、このような分野における地上デジタルテレビ放送の高度な利用・活用を促進する。

加えて、我が国において世界で最も開発が進んでいる電子タグ等を商品等に付けることによる企業の物流・在庫管理、登下校時の児童の持ち物等に付けることによる子供の安全確保など、企業経営の革新、安全・安心の確保の上で、人とモノ、モノとモノの間の通信が一層重要になってきている。このようなモノも含めた「何でも」つながるインフラの実現を図るために、電子タグ等の高度な利用・活用を可能とする技術を開発するとともに、国民・利用者の視点に立って、プライバシー保護やセキュリティのためのガイドライン等の整備、見直し等、環境整備を図っていくことが必要である。

【具体的施策】

ブロードバンド・ゼロ地域の解消

2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。

(1) 事業者に対する投資インセンティブの付与、地域の情報通信基盤整備の支援等

(ア) 民間事業者による高速・超高速ブロードバンドの整備促進（総務省）

高速・超高速ブロードバンドの全国整備を推進し、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する観点から、民主導を原則に、光ファイバ等の整備を行う事業者に対し投資インセンティブを付与するため、電気通信基盤充実臨時措置法に係る利子助成等の整備促進措置を継続的に講ずる。

(イ) 地域公共ネットワークの整備及び全国的な接続の推進、民間開放の促進（総務省）

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2010年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行うとともに、地域公共ネットワークと都道府県情報ハイウェイの接続等による全国的な公共ブロードバンド・ネットワーク構築を推進するため、接続に関する標準仕様の策定を行う。

また、地域公共ネットワークの民間事業者への開放を促進し、住民アクセス網の確保に向けた市町村の取り組みを支援する。

2.4 次世代を見据えた人的基盤づくり - 全ての教員への IT 機器の整備、IT 活用による学力向上 -

【基本的な考え方】

学校の IT 化については、これまでも e-Japan 戦略等により、学校における各種 IT 機器の整備等を推進してきたが、校内 LAN 整備の遅れなど、十分に進んでいるとは言えない状況である。

今後は、ハード面の整備について、引続き必要な支援策等を講じていくとともに、IT を活用した教育効果の明確化等、学校を IT 化することによるインセンティブを高めることなどを通じ、強力的に整備を促進していく。これに並び、生徒が魅力を感じ、理解が高まる効果的なコンテンツ開発や教員の IT 活用指導力の基準の具体化等により教員の IT 活用指導力の向上を進め、ハード整備とソフト整備の相互作用により学校の IT 化を実現し、IT を活用した教育による学力向上や我が国の次世代を担う子どもたちの情報活用能力の向上を実現させていく。

また、児童生徒の個人情報の流出やインターネット上の違法・有害情報に適切に対応できるよう、学校のセキュリティ機能の強化、子どもたちへの情報モラル教育の充実を進めていく。

【具体的施策】

(1) IT インフラの整備

(ア) 教員の IT 活用環境の整備 (文部科学省)

2010 年度までに、公立小中高等学校等の全ての教員に対しコンピュータを配備し、校務の情報化を促進するため、2006 年度中に校務処理における効果的な IT の活用方策等、校務の情報化の在り方等について調査研究を実施し、その推進方策を検討する。

(イ) 学校における超高速インターネット接続等の実現 (総務省、文部科学省)

2010 年度までに、概ね全ての小中高等学校等が、光ファイバ等による超高速インターネットに常時接続でき、全ての教室からインターネットに接続できるようにすべく、

学校における IT 基盤の整備

教員一人に一台のコンピュータ及びネットワーク環境の整備並びに IT 基盤のサポート体制の整備等を通じ、学校の IT 化を行う。

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備について、引き続き地方公共団体等への支援を行うとともに、地域公共ネットワークの民間事業者への開放を促進する。

また、学校における IT を活用した教育による学力向上の効果を明確にすること等を通じ、地方公共団体に対して教育の情報化の重要性について広く訴え、整備促進を図る。

資料 3

(2) 電子タグの高度な利用・活用を可能とする技術等の実現、実証実験・標準化、プライバシー保護ガイドラインの充実等

(ア) コピキタスネットワーク技術の研究開発 (総務省)

2010 年度までに 100 億個以上の端末 (電子タグ、センサー、情報家電等) のセキュアな協調制御、実空間の周辺環境 (コンテキスト) の収集・分析、それに基づく適応的なネットワーク制御等を実現するための研究開発を行い、2007 年度末までに基盤的な技術の確立を図る。

(イ) 電子タグの高度な利用・活用技術に関する研究開発 (総務省)

電子タグとネットワークとの融合を図るためのネットワークの高度化技術等の研究開発を行い、2007 年度までに要素技術を確立し、2010 年度までに実用化を図る。また、関係府省と協力して、利用ニーズや社会的影響性の視点を踏まえた実証実験を実施する。

(ウ) 低価格電子タグの製造技術及び実装技術に関する開発 (経済産業省)

業界や国の枠を超えた多様な分野における電子タグの利用・活用を促進するために、国際標準に準拠した低価格電子タグ (月産 1 億個の条件のもと電子タグとアンテナが一体となった部品 (インレット) で 1 個 5 円が目標) を 2006 年度に開発する。

(エ) 電子タグの普及に向けた環境の整備 (総務省、経済産業省)

電子タグの普及に向けた環境を整備するために、技術や利用環境の変化に応じて、「電子タグに関するプライバシーガイドライン」の適切な見直し・充実を図るなどの環境整備を行う。

2.3 世界一安心できる IT 社会 - 「情報セキュリティ先進国」への躍進、サイバー犯罪の撲滅 -

【基本的な考え方】

IT が産業・社会活動から国民生活、行政活動に必要な基盤として発展する一方で、情報セキュリティに関する問題やネットワークの不適正な利用など、インターネットをめぐる様々な社会問題が、国民生活・社会経済活動に対して多大な影響を与える存在となっている。

このため、政府機関や重要インフラに対するサイバー攻撃等への適切な対応や、重要情報の漏洩、ネットワークの不適正な利用による被害等の最小限化のために、官民が協力し、我が国全体として対策を強化することが必要である。また、情報セキュリティ問題やインターネットを悪用した事案が年々多様化・複雑化し

てきていることに対応し、技術、社会制度、運用環境等の多面的かつ総合的な観点から、問題解決に取り組むことが重要である。

情報セキュリティ対策に関しては、顕在化しつつある課題に対して早急かつ強力に対処する必要があるとの観点から、本戦略本部に「情報セキュリティ政策会議」を設置し、本年2月には同会議において「第1次情報セキュリティ基本計画」を決定し、更に本年6月には同会議において2006年度における実施計画及び2007年度における重点施策の方向性を示した「セキュア・ジャパン2006」も決定する予定である。この中で、2006年度においては、「セキュア・ジャパン」実現に向けての第一歩として、「官民における情報セキュリティ対策の体制の構築」を重点とし、「すべての主体に情報セキュリティ対策への参加意識を持たせること」、「先進的技術の追求に係る取組みを政府全体として一定の方向性を持って行うこと」、「公的部門の情報セキュリティ対策のレベルを高める仕組み及び官民における必要な連絡体制を構築すること」、「すべての主体による情報セキュリティ対策に係る情報共有体制を構築すること」を重点目標とするほか、2007年度には、2006年度の施策を受け継ぐとともに、「官民における情報セキュリティ対策の底上げ」を重点として、これに定められた施策を推進することとする。

インターネット上の違法・有害情報など、ネットワークの不適正な利用については、「IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）」において、昨年6月に対策を取りまとめ、関係省庁で連携し、フィルタリングソフトの推進、プロバイダ等による自主規制の支援、モラル教育の充実、相談窓口の充実に取り組んできたところであり、今後とも以下の施策を進めるとともに、必要に応じてIT安心会議を開催し、対策にあたっていく。

政府機関・地方公共団体における情報セキュリティ対策の徹底

2009年度初めまでに、全ての政府機関において、「政府機関統一基準」が求める水準の対策を実施する。また、地方公共団体においても情報セキュリティ対策の強化を図る

【具体的施策】

（6）地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化

地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化を図る観点から、2006年9月を目処に情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直しを行うとともに、2006年度に、地方公共団体における情報セキュリティ監査の実施、情報セキュリティに関する情報の収集・分析・共有や政府等から提供される情報等の共有等を行う機能を有する「自治体情報共有・分析センター（仮称）」についての実証実験・創設促進等を推進し、2007年度に、対策の実効性を確保するための情報セキュリティ確保に関する運用手順等の整備を推進する。

（4）分野横断的な演習の実施

想定される具体的な脅威シナリオの類型をもとに、重要インフラ横断的な演習を行うこととし、2006年度に「研究的演習」、「机上演習」を実施し、2007年度に「機能演習」を実施する等、各重要インフラ分野における対応強化への取組み等を推進する。

【具体的施策】

以下に掲げる各施策をはじめ、「セキュア・ジャパン2006」に掲げる施策を推進する。

（1）企業の情報セキュリティ対策が市場評価に繋がる環境の整備

社会的責任にも配慮したコーポレートガバナンスと、それを支える内部統制の仕組みを、情報セキュリティの観点から企業内に構築・運用することを目指し、2006年度に、情報セキュリティ対策ベンチマーク等の対策ツールの普及促進や必要に応じたその見直しにより、情報セキュリティガバナンスの確立を促進する。さらに、情報システム等の政府調達において競争参加者の情報セキュリティ対策レベルの評価を考慮するなどの入札条件等を見直し等を推進する。

（2）質の高い情報セキュリティ関連製品及びサービスの提供促進

企業が情報セキュリティ対策を講ずる際に、理解のしやすい形で必要な対策を選択できる環境を整備する

ため、2006 年度に、情報セキュリティ関連リスクに対する定量的評価手法の研究、国際規格に基づく第三者評価の活用促進、情報セキュリティ対策促進のための税制優遇措置の活用等を推進する。

(3) 企業における情報セキュリティ人材の確保・育成

経営トップ等への情報セキュリティへの理解促進、企業内における情報セキュリティ人材育成を図るため、2006 年度に、情報通信ネットワークシステムに対する攻撃や不正侵入などに対する実践的な対処法を取得するための人材育成センターの開設や、セキュリティ人材を含む専門的な知識・技術を有する人材を育成するための研修事業に対する支援、中小企業を対象とした情報セキュリティセミナーの実施等を推進する。

(4) コンピュータウイルスや脆弱性等に早期に対応するための体制の強化

情報関連事業者をはじめとする関係者間において、日々進化する情報セキュリティ問題に関して、迅速な情報共有、円滑な対応を確保するため、2006 年度に、「コンピュータセキュリティ早期警戒体制」の強化等を推進する。

企業における情報セキュリティ対策の実施

2009 年度初めまでに、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にする。

【具体的施策】

以下に掲げる各施策をはじめ、「セキュア・ジャパン 2006」に掲げる施策を推進する。

(1) 情報セキュリティ教育の強化・推進

初等中等教育からの情報セキュリティ教育や世代横断的な情報セキュリティ教育を推進するため、2006 年度に、教員の指導力向上のための効果的な指導手法に関する実践事例の収集や普及フォーラムの開催、一般利用者を対象としたインターネット安全教室の実施、主に保護者や教職員を対象にした e-ネットキャラバンの実施等の施策を推進し、2007 年度に分かりやすく実用的な教育コンテンツの作成・配布等を推進する。

(2) 広報啓発・情報発信の強化・推進

広く国民各層に情報セキュリティ対策の必要性等についての理解促進を図る観点から、2006 年度に、全国的規模での広報啓発・情報発信の継続的実施、ランドマーク的イベントの実施、政府全体としての情報セキュリティポータルサイトの構築等を推進し、2007 年度において「情報セキュリティ対策白書（仮称）」の作成・発行等を推進する。

(3) 個人が負担感なく情報関連製品・サービスを利用できる環境整備

情報関連事業者が、個人が高度な情報セキュリティ機能を楽しみながら負担なく利用できる製品やサービスを開発・供給する環境の整備を促進するため、2006 年度にサイバー攻撃等を行うコンピュータウイルス（ボットプログラム）対策のための技術面・対策面を含めた検討を開始し、2010 年度までに総合的な枠組みを構築する。また、2009 年度までに IPv6 によるユビキタス環境を構築することを目指し、2006 年度に利用環境をモデル化した実証実験を開始する等の取組みを推進する。

【具体的施策】

以下に掲げる各施策をはじめ、「セキュア・ジャパン 2006」に掲げる施策を推進する。

個人における IT 利用不安の解消

2009 年度初めまでに、「IT 利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにする。

世界の模範となるインターネット利用環境の実現

インターネット上から違法情報を減少させるとともに、有害情報が青少年に届かない社会を構築することなどにより、世界の模範となるインターネット利用環境を実現する。

【具体的施策】

(1) インターネット上の違法・有害情報への対策の検討（総務省）

有識者及び電気通信事業者団体等から成る「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」において、インターネット上の違法・有害情報の削除等に関するプロバイダ等による自主的対策及びこれを効果的に支援する方策について幅広く検討し、2006 年 7 月を目途に取りまとめを行うとともに、電子掲示

板の管理者等による情報の違法性の判断を支援する方策及び有害情報への対応を支援する方策についての具体的取組みを検討する。

(2) インターネット上の違法・有害情報の早期把握及び迅速な対処のための取組みの推進(警察庁、総務省)

サイバーパトロールを効果的に実施するとともに、インターネット利用者からのインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼等を行うインターネット上の「ホットライン」業務の運用を2006年度から開始し、総務省と共同してその適切な運用を推進するなど、官民連携したインターネット上の違法・有害情報対策を実施する。

(3) 「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」の推進(経済産業省)

産業構造審議会商務情報基本問題小委員会で本年3月に策定された「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」に基づき、政府として具体的な対応を図るとともに、事業者による適切な対応を促す。また、その進捗状況についてフォローアップを図るとともに、技術の進歩や経済社会の環境の変化等に伴い生じる新たな課題についての検討を行う。

(4) フィルタリングソフトの普及(総務省、経済産業省)

モバイルフィルタリングや動画フィルタリングの技術及びフィルタリングの新たなレーティング基準である「Safety Online 3」の周知等を行うとともに、2006年3月にフィルタリングに係る業界団体が公表した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」等に基づき、関係省庁、関係事業者等と連携しつつ、メールマガジンやセミナー等を通じて、フィルタリングの周知等を推進する。

(5) 迷惑メールに関する対策の推進(総務省、経済産業省)

国内の主要インターネット接続サービス事業者や携帯電話事業者等が中心となり設立された民間団体「JEAG」等の業界団体と連携して、25番ポートブロックや送信ドメイン認証技術等の技術的な迷惑メール対策を促進する。また、OECD等の国際機関や二国間協議の場を通じて、迷惑メール対策に関する具体的な国際連携策を検討・実施する。

(6) インターネット上の違法・有害情報に関する個別事案への対応

IT安心会議においては、フィッシング対策、電子商取引、迷惑メール、インターネット上の人権侵害事案等についての対応を各府省庁の連携により、推進してきたところであり、今後とも最新事案の注意喚起や関係施策の周知を行っていく。また、インターネット上の違法・有害情報に関する新たな事案が発生した場合には、適宜IT安心会議を開催し、適切な措置を講じていく。

【具体的施策】

(1) e-ネットキャラバンの実施(総務省、文部科学省)

通信関係団体等と共に、インターネットの安心・安全利用に向けた啓発のための講座のキャラバンを、2008年度まで、年間1000講座を目標として実施する。

(2) 青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

2006年度も引き続き、地域において青少年を有害な情報から守るモデル事業を全国14箇所において実施するとともに、携帯電話やパソコンの使い方について盛り込んだ子育てのヒント集「家庭教育手帳」を作成する。また、2006年度からは新たに子ども向けの啓発リーフレットの作成、配布を行う。

(3) ユビキタスネット時代における新たなITメディアリテラシー育成手法の調査・開発(総務省)

子どものインターネット、携帯電話等のITメディアの健全な利用の促進を図るため、これらの利用にあたって必要とされる総合的なITメディアリテラシーに係る指導マニュアルや教材の開発等、新たなITメディアリテラシー育成手法に関する調査・開発を2006年度に行い、2007年以降については、その普及を図る。

(4) インターネット上の違法・有害情報に対する対策の強化(警察庁)

インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るため、学校等の関係機関と連携し、非行防止教室を開催することなどを通じ、少年、保護者等に対して情報モラル、フィルタリング機能等についての理解促進

を図るとともに、意識啓発等の情報発信を推進する。

また、有識者等から成る「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」において、携帯電話と子どもの関係、子どものインターネット、ゲーム依存等について幅広く議論を行い、本年夏を目途に論点の整理を行う。

情報モラル教育の推進

国民がインターネット上の違法・有害情報などネットワークの不適正な利用に対し適切に対処できるようにする。

参考文献等

『2005年の図書館像』文部省地域電子図書館構想協力者会議、平成12年12月

『地域の情報ハブとしての図書館 課題解決型の図書館を目指して』文部科学省図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、平成17年1月

『パスファインダー・LCSH・メタデータの理解と実践』愛知淑徳大学図書館インターネット情報資源担当編、愛知淑徳大学図書館、2005年2月

『インターネットで文献探索 2004年版』伊藤民雄著、実践女子大学編、日本図書館協会、2004.10

『文科系学生のための情報術』大串夏身著、青弓社、2004年

『図書館雑誌』2005年6月号、特集

『地域再生拠点としての公共図書館』2005、AVCC、2005年3月

(特に、第3章 図書館界のトレンドを追って、第4章 DL&BL講習会報告のうち、2「招待状」としてのメールマガジンの活用、4、地域情報化と図書館、5、図書館とメール・BBSを用いたサービスの可能性など)

『u-japan 政策 ユビキタスネット社会の実現に向けて』(「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」最終報告書(PDF))同懇談会、2004年12月(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041217_7_bt2.html)